本則第一項中「第七条第七項」を「第七条第六項」に改め、同項第一号中「第十二条第二十六項」を「第十二条第十七項」に改め、第二項中「第七条第十一項第二号」を「第七条第十項第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十四号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十二条第三十一項」を「第十二条第二十二項」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十六号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の施行に伴い、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第七条第十項第二号」を「第七条第九項第二号」に、「同条第十二項第三号」を「同条第十一項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十七号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第六項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技術基準対象施設の点検診断） **第四条**　（略） 2　（略）	（技術基準対象施設の点検診断） **第四条**　（略） 2　（略）
3　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設であって、非常災害により損壊した場合において、同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路に隣接する港湾区域内の水域施設（岸壁又は桟橋（いずれも当該港湾の同法第三条の三第一項に規定する港湾計画において、大規模地震対策施設（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条の大規模地震対策施設をいう。）として定められているものに限る。）の機能を確保するための航路及び泊地に限る。）における船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのある護岸、岸壁及び桟橋のうち、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。）が管理するものの定期的な点検診断は、前項の規定にかかわらず、二年以内ごとに行うものとする。	（新設）
4　前二項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。	3　前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。
5　技術基準対象施設の点検診断は、第二項及び第三項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。 （管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理） **第六条**　国土交通大臣が港湾法その他の法律により港湾管理者に管理を委託する技術基準対象施設の維持管理については、港湾管理者は、当該施設について国土交通大臣が定めた維持管理計画に基づき、当該施設の適切な維持管理を行うことを標準とする。 2～5　（略）	4　技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。 （管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理） **第六条**　国土交通大臣が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律により港湾管理者に管理を委託する技術基準対象施設の維持管理については、港湾管理者は、当該施設について国土交通大臣が定めた維持管理計画に基づき、当該施設の適切な維持管理を行うことを標準とする。 2～5　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。